

2 民間給与関係資料

今回の報告の基礎となった平成24年職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与を検討するため、平成24年4月現在における民間給与の実態を調査したものである。

(2) 調査機関

人事委員会及び人事院

(3) 調査の範囲

- ① 調査対象事業所 企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、次の日本標準産業分類の大分類（ア～ソ）に分類された 1,136 事業所

ア 漁業	サ 学術研究，専門・技術サービス業（中分類の学術・開発研究機関及び広告業に分類されるもの）
イ 鉱業，採石業，砂利採取業	シ 生活関連サービス業，娯楽業（中分類のその他の生活関連サービス業に分類されるもの）
ウ 建設業	ス 教育，学習支援業（中分類の学校教育に分類されるもの）
エ 製造業	セ 医療，福祉（中分類の医療業及び社会保険・社会福祉・介護事業に分類されるもの）
オ 電気・ガス・熱供給・水道業	ソ サービス業（中分類の政治・経済・文化団体に分類されるもの）
カ 情報通信業	
キ 運輸業，郵便業	
ク 卸売業，小売業	
ケ 金融業，保険業	
コ 不動産業，物品賃貸業	

- ② 調査対象職種 78職種（行政職相当職種22職種，その他の職種56職種）

(4) 調査対象の抽出

- ① 標本事業所の抽出 (3)の①に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により15層に層化し、これらの層から 247 事業所を無作為に抽出し、実地調査を行った。

調査の完結した事業所は、第13表のとおりである。

- ② 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

- ③ 調査実人員 初任給関係の調査職種 903 人，初任給関係以外の調査職種 11,953 人である。

なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、96,359 人である。

(5) 集 計

総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元して行った。

第13表 産業別、企業規模別調査事業所数

	規 模 計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
産 業 計	208事業所	96事業所	81事業所	31事業所
鉱 業 , 採 石 業 , 砂 利 採 取 業 , 建 設 業	5	3	1	1
製 造 業	119	58	43	18
電 気 ・ ガ ス ・ 熱 供 給 ・ 水 道 業 , 情 報 通 信 業 , 運 輸 業 , 郵 便 業	47	18	20	9
卸 売 業 , 小 売 業	12	8	3	1
金 融 業 , 保 険 業 , 不 動 産 業 , 物 品 賃 貸 業	4	1	2	1
教 育 , 学 習 支 援 業 , 医 療 , 福 祉 , サ ー ビ ス 業	21	8	12	1

- (注) 1 上記調査事業所のほか、企業規模又は事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が1所、調査不能の事業所が38所あった。
- 2 調査対象事業所247所から企業規模又は事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所1所を除いた246所に占める調査完了事業所208所の割合（調査完了率）は、84.6%。
- 3 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。

第14表 企業規模別、職種別給与額等

その1 公民給与比較の対象職種

1 規模計

		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	10 ^人	54.7 ^歳	677,944 ^円	0 ^円	677,944 ^円
	工 場 長	32	54.7	729,526	14,036	715,490
	事 務 部 長	215	53.2	638,033	402	637,631
	技 術 部 長	353	52.7	666,522	2,058	664,464
	事 務 部 次 長	153	51.0	598,124	712	597,412
	技 術 部 次 長	242	50.9	599,013	1,677	597,336
	事 務 課 長	625	49.1	527,320	18,084	509,236
	技 術 課 長	941	46.5	549,243	18,561	530,682
	事 務 課 長 代 理	203	47.4	481,024	47,990	433,034
	技 術 課 長 代 理	410	43.6	492,229	78,531	413,698
	事 務 係 長	734	45.5	436,485	45,562	390,923
	技 術 係 長	805	44.3	481,249	84,442	396,807
	事 務 主 任	613	38.3	370,553	51,249	319,304
	技 術 主 任	783	39.0	394,419	66,655	327,764
	事 務 係 員	2,128	36.4	305,215	37,257	267,958
	技 術 係 員	2,042	35.2	347,782	53,613	294,169

備 考	対 応 級
<p>構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）</p>	<p>本表2 規模 500 人以上，本表3 規模 100 人以上 500 人未満及び本表4 規模 100 人未満の対応級欄参照</p>
<p>2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）</p>	
<p>上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職</p>	
<p>2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職</p>	
<p>上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職</p>	
<p>係長等の職名を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長級専 門職</p>	

2 規模500人以上

		調 査 実人員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	7 ^人	53.5 ^歳	683,386 ^円	0 ^円	683,386 ^円
	工 場 長	22	55.0	780,263	346	779,917
	事 務 部 長	159	53.4	665,620	521	665,099
	技 術 部 長	302	52.5	685,064	1,440	683,624
	事 務 部 次 長	105	50.4	600,105	135	599,970
	技 術 部 次 長	193	50.6	602,423	1,689	600,734
	事 務 課 長	449	49.0	545,311	3,675	541,636
	技 術 課 長	761	46.4	565,943	11,309	554,634
	事 務 課 長 代 理	155	46.2	491,232	54,773	436,459
	技 術 課 長 代 理	375	43.5	494,813	81,957	412,856
	事 務 係 長	534	46.1	458,165	44,732	413,433
	技 術 係 長	667	44.2	487,182	86,082	401,100
	事 務 主 任	417	36.9	362,976	55,118	307,858
	技 術 主 任	633	38.5	390,410	64,743	325,667
	事 務 係 員	1,155	36.2	319,163	38,309	280,854
	技 術 係 員	1,378	34.5	350,914	53,534	297,380

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 9 級
2 課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	
2 係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 7 級, 8 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職	行政職給料表 5 級, 6 級
係長等の職名を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長級専 門職	行政職給料表 3 級, 4 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級, 4 級）
	行政職給料表 1 級

3 規模100人以上500人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	3 ^人	57.6 ^歳	663,944	0	663,944
	工 場 長	8	55.2	615,003	0	615,003
	事 務 部 長	43	52.6	598,019	169	597,850
	技 術 部 長	44	53.4	602,729	357	602,372
	事 務 部 次 長	42	52.2	603,238	2,382	600,856
	技 術 部 次 長	48	52.4	584,978	1,651	583,327
	事 務 課 長	163	49.1	502,194	50,346	451,848
	技 術 課 長	151	47.1	482,746	60,497	422,249
	事 務 課 長 代 理	46	50.0	459,732	32,740	426,992
	技 術 課 長 代 理	29	46.1	472,852	22,206	450,646
	事 務 係 長	124	43.6	401,982	54,510	347,472
	技 術 係 長	104	46.0	470,105	83,737	386,368
	事 務 主 任	165	42.6	406,843	38,628	368,215
	技 術 主 任	138	43.2	423,592	79,608	343,984
	事 務 係 員	804	36.6	296,070	37,867	258,203
	技 術 係 員	594	37.1	346,564	54,897	291,667

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表7級, 8級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表5級, 6級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職	行政職給料表4級
係長等の職名を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長級専 門職	行政職給料表3級
	行政職給料表2級（一部は3級）
	行政職給料表1級

4 規模100人未満

		調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成24年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
事 務 ・ 技 術 関 係 職 種	支 店 長	人 -	歳 -	円 -	円 -	円 -
	工 場 長	2	50.0	806,833	202,862	603,971
	事 務 部 長	13	53.5	504,035	0	504,035
	技 術 部 長	7	56.6	489,645	31,873	457,772
	事 務 部 次 長	6	52.5	532,356	0	532,356
	技 術 部 次 長	1	X	X	X	X
	事 務 課 長	13	50.5	349,096	6,988	342,108
	技 術 課 長	29	46.0	397,175	10,179	386,996
	事 務 課 長 代 理	2	48.0	430,660	43,910	386,750
	技 術 課 長 代 理	6	44.3	350,913	26,517	324,396
	事 務 係 長	76	44.2	355,792	36,736	319,056
	技 術 係 長	34	42.0	374,563	47,661	326,902
	事 務 主 任	31	38.9	296,678	54,166	242,512
	技 術 主 任	12	37.0	371,342	69,280	302,062
	事 務 係 員	169	37.4	243,074	26,256	216,818
	技 術 係 員	70	35.9	264,105	41,236	222,869

(注)「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下同じ。)

備 考	対 応 級
構成員50人以上の支店（社）の長及び工場の長 （取締役兼任者を除く。）	
2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長 及び部長級専門職 （取締役兼任者を除く。）	行政職給料表 6 級, 7 級
上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の 次長及び部次長級専門職	
2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長 及び課長級専門職	行政職給料表 5 級
上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下 4 人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長 代理及び課長代理級専門職	行政職給料表 4 級
係長等の職名を有する者 職能資格等が上記係長と同等と認められる係長級専 門職	行政職給料表 3 級
	行政職給料表 2 級（一部は 3 級）
	行政職給料表 1 級

その2 公民給与比較の対象外職種

		調査 実人員	平均 年 齢	平成24年4月分平均支給額		
				きまって 支給する 給与 (A)	うち時間 外手当(B)	(A)-(B)
研究 関 係 職 種	研究所長	8 ^人	53.1 ^歳	729,213 ^円	102 ^円	729,111 ^円
	研究部(課)長	129	49.1	653,479	5,438	648,041
	研究室(係)長	71	40.9	510,473	27,815	482,658
	主任研究員	211	43.9	562,155	35,232	526,923
	研究員	250	36.4	462,052	85,180	376,872
	研究補助員	73	37.8	382,819	18,710	364,109
医 療 関 係 職 種	病院長	1	X	X	X	X
	副院長	8	59.6	1,761,111	76,900	1,684,211
	医科長	25	55.2	1,519,260	161,332	1,357,928
	医師	55	35.2	1,114,821	321,763	793,058
	歯科医師	-	-	-	-	-
	薬局長	6	50.0	525,811	0	525,811
	薬剤師	24	36.3	390,809	60,718	330,091
	診療放射線技師	45	35.1	389,714	73,425	316,289
	臨床検査技師	43	40.0	392,148	59,728	332,420
	栄養士	30	36.8	297,141	14,012	283,129
	理学療法士	56	30.5	294,712	23,369	271,343
	作業療法士	44	28.4	279,858	12,803	267,055
	総看護師長	3	56.2	589,052	20,000	569,052
	看護師長	72	47.2	492,350	19,365	472,985
	看護師	178	35.0	379,479	68,743	310,736
准看護師	110	45.0	317,462	47,921	269,541	
教 育 関 係 職 種	大学学部長	5	58.5	727,626	8,200	719,426
	大学教授	21	57.7	656,747	15,706	641,041
	大学准教授	15	45.8	511,230	23,710	487,520
	大学講師	10	42.3	429,306	11,539	417,767
	大学助教	5	42.1	373,384	2,100	371,284
	大学助手	1	X	X	X	X
	高等学校校長	1	X	X	X	X
	高等学校教頭	6	55.8	578,687	0	578,687
	高等学校教諭	67	42.8	440,601	46	440,555

備	考
構成員50人以上の所の長（取締役兼任者を除く。）	
2室（係）以上又は構成員7人以上の部（課）の長	
構成員3人以上の室（係）の長	
下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者, 上記研究部（課）長及び研究室（係）長を除く。）	
部下に医師又は歯科医師5人以上	
上記院長に事故等のあるときの職務代行者	
部下に医師又は歯科医師1人以上	
部下に薬剤師2人以上	
部下に看護師長5人以上	
部下に看護師又は准看護師5人以上	

第15表 民間における定期昇給制度の状況

		定期昇給制度あり				定期昇給制度なし
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
係 員	計	% 90.6	% 41.1	% 82.2	% 51.7	% 9.4
	500人以上	92.5	38.7	84.8	61.8	7.5
	100人以上 500人未満	92.5	47.6	79.3	50.5	7.5
	100人未満	81.2	28.1	83.9	28.1	18.8
課長級	計	75.7	28.7	83.7	52.7	24.3
	500人以上	79.0	18.9	91.9	65.5	21.0
	100人以上 500人未満	74.3	38.5	76.6	48.1	25.7
	100人未満	71.8	27.4	81.7	32.0	28.2

(注) 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第16表 民間における賃金カット等の実施状況

	賃金カット等を実施した事業所	賃金カット等を実施した事業所 における平均減額率
係 員	% 6.7	% 4.8
課 長 級	8.7	5.6

(注) 平成24年4月分の給与について、賃金カット、一時帰休・休業又はワークシェアリングのいずれかを実施した事業所の状況である。

第17表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,892円
配偶者と子1人	21,232円
配偶者と子2人	26,616円

(注) 支給月額は、家族手当の支給につき配偶者の収入に対する制限がある事業所について算出した。

(備考) 職員の場合、扶養手当の現行支給月額は、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第18表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	65.5%
非支給	34.5
借家・借間居住者に対する住宅手当 月額の最高支給額の並数階層	27,000円以上28,000円未満

(備考) 職員の場合、住居手当の現行の最高支給限度額は、27,000円である。

第19表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

	部長級（非役員）		課長級		係員	
	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分	一定率（額）分	考課査定分
規模計	54.2%	45.8%	55.0%	45.0%	61.7%	38.3%
500人以上	47.0	53.0	50.0	50.0	60.0	40.0
100人以上500人未満	54.0	46.0	52.7	47.3	60.0	40.0
100人未満	73.4	26.6	74.7	25.3	70.6	29.4

第20表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		（参考）適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	6.1%	6.1%	6.9%	6.9%
30%	39.2	45.2	26.5	33.5
29%	—	45.2	—	33.5
28%	—	45.2	—	33.5
27%	4.7	49.9	2.4	35.8
26%	—	49.9	—	35.8
25%	50.1	100.0	64.2	100.0

（注）適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。